

田原市芦ヶ池農業公園リニューアルPFI事業 募集要項等に対する質問回答（事業仮契約書（案））

No	書類名	箇所			項目	質問内容	回答	
		ページ	章	節				
1	事業仮契約書 (案)				目次	目次の条番号と、本文の条番号が異なっておりますので、ご修正をお願いできますでしょうか。	ご指摘のとおりですので、修正いたします。	
2	事業仮契約書 (案)	26	5	1	第48条 (1)	本施設の運営開始の遅延による費用等の負担	「サービス購入料C及びDの総額（ただし、消費税及び地方消費税を含み、サービス購入料B及びCの割賦金利を除く金額とする。）」と記載されておりますが、誤字ではないでしょうか。	「サービス購入料A、B及びCの総額（ただし、消費税及び地方消費税を含み、サービス購入料Bの割賦金利を除く金額とする。）」に修正いたします。
3	事業仮契約書 (案)	33	7	第66条第5項	サービス購入料の支払い	「サービス購入料B及びDは日割りで計算して支払う」と記載されておりますが、サービス購入料Eの記載がございません。 誤字ではないでしょうか。	「サービス購入料B、D及びEは日割りで計算して支払う」に修正いたします。	
4	事業仮契約書 (案)	34	8	第71条	契約保証	募集要項（P.21）6(5)に記載の通り、田原市財務規則（昭和41年規則第1号）第127条（1）に基づき、本案件も事業者（又は建設企業）が履行保証保険を締結することで契約保証金の納入を全額免除することができる理解で宜しいでしょうか。	保険の内容により、全額または一部を免除することができます。	
5	事業仮契約書 (案)	34	8	第71条第1項	契約保証	「設計・建設に係る全ての費用の100分の10以上に相当する契約保証金」と記載されておりますが、様式8-9-1業務費用計算書（施設整備費計算書）の「事前調査及び関連費、設計費、工事監理費、建築工事（改築・改修）費、設備工事費、土木造園工事費、解体撤去工事費の合計額」に110%をかけた金額が該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
6	事業仮契約書 (案)	35	8	2	第73条第4項(1)	工事完工日前の契約の解除	出来高には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	同規定において定められているとおり、出来高は、所有権移転の対象となる本件施設の出来高を指し、設計図書については、無償での譲受けの対象となりますので、出来高のうち合格部分の対価には、設計図書、SPC経費、金融費用等は含まれません。

田原市芦ヶ池農業公園リニューアルPFI事業 募集要項等に対する質問回答（事業仮契約書（案））

No	書類名	箇所			項目	質問内容	回答	
		ページ	章	節				
7	事業仮契約書（案）	36	8	2	第73条第4項(3)	工事完工日前の契約の解除	「合格部分を取得する場合、事業者の市に対する当該取得代金債権と第2項に基づく市の事業者に対する違約金債権とを対当額で相殺することにより、決済することができる。」と記載されておりますが、金融機関が建設期間中にS P Cに対して融資を行う際ににおいて、事業契約が解除された場合、S P Cが貴市に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。 そのため、「違約金が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんでしょうか。	本条項は、事業者の債務不履行により市が契約を解除する場合であり、事業者に信用不安が生じている状況が想定されるため、市として、違約金債権、損害賠償請求権を担保するために相殺権を確保する必要がございます。そのため、原案通りといたします。
8	事業仮契約書（案）	37	8	2	第74条第2項	工事完工日後の契約の解除	「サービス購入料Bの償還表の残存価格（消費税及び地方消費税を含む合計額）の10分の1に相当する違約金」と記載されておりますが、他のPFI案件では解除対象年度（1年分）のサービス購入料D・Eの10分の1が多く、本件も同様にしていただけないでしょうか。	「サービス購入料D及びEの各1年分の合計額（消費税及び地方消費税を含む）の10分の1に相当する違約金」に修正いたします。
9	事業仮契約書（案）	37	8	2	第74条第4項	工事完工日後の契約の解除	「ただし、一括して支払う場合は、別紙13「サービス購入料Bの償還表」に定めるサービス購入料Bの償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。」と記載されておりますが、金融機関への融資弁済が困難となりますので、利息についてもお支払いいただけますでしょうか。	本条項は、事業者の債務不履行により市が契約を解除する場合であり、原案通りといたします。
10	事業仮契約書（案）	別紙11-1			瑕疵担保責任に関する保証書（案）	契約不適合責任に関する保証書（案）が正であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、修正いたします。	
11	事業仮契約書（案）	別紙14-11	2	5	3	事業者からの業務報告書の提出	事業契約書第57条が正であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、修正いたします。
12	事業仮契約書（案）	別紙17	2	2		談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	「事業者の構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。」と記載されておりますが、構成員が自己の受託する業務以外の他社のリスクも負うことになるため、リスクが過大で本事業への参入障壁となります。 市内企業を含めて多くの企業が参加しやすいよう、連帯債務ではなく帰責性を有する企業間で連帯して違約金を負担する建付けとして頂けますでしょうか。	事業契約は、構成員全体の信用力を評価して締結することから、原案通りといたします。

田原市芦ヶ池農業公園リニューアルPFI事業 募集要項等に対する質問回答（事業仮契約書（案））

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回 答
		ページ	章	節	項			
13	事業仮契約書 (案)	別紙17	2	1		談合その他の不正行為に係る賠償額の予定	「事業者は、設計・建設業務に係る対価に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、設計・建設業務に係る対価の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて年3.3パーセントの割合による利息を付して支払わなければならない。」と記載されておりますが、「設計・建設業務に係る対価の支払が完了した日」とはいつ時点のことを指すのかご教示いただけますでしょうか。	サービス購入料Aの支払いが完了した日を指します。